

平成24年 壱 岐 市 議 会 定 例 会 5 月 会 議 会 議 録 (第 1 日)

議事日程 (第 1 号)

平成24年 5 月 1 日 午前10時00分開議

日程第 1	会議録署名議員の指名	3 番 音嶋 正吾 4 番 町田 光浩
日程第 2	審議期間の決定	1 日限り
日程第 3	諸般の報告	議長 報告
日程第 4	承認第 2 号 壱岐市税条例の一部改正についての専決処分を報告し、承認を求めることについて	市民部長 説明、質疑なし 委員会付託省略、可決
日程第 5	議案第54号 壱岐市国民健康保険税条例の一部改正について	保健環境部長 説明 質疑 委員会付託省略、可決
日程第 6	議案第55号 収入印紙及び長崎県収入証紙等購買基金条例の一部改正について	総務部長 説明、質疑 委員会付託省略、可決
日程第 7	議案第56号 壱岐市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について	病院管理課長 説明 質疑なし 委員会付託省略、可決
日程第 8	議案第57号 平成 2 4 年度壱岐市一般会計補正予算 (第 1 号)	財政課長 説明、質疑 委員会付託省略、可決
日程第 9	議案第58号 壱岐市副市長定数条例の一部改正について	市長 説明、質疑 委員会付託省略 討論、可決
日程第10	発議第 2 号 壱岐市議会基本条例の一部改正について	提出議員 説明、質疑なし 委員会付託省略、可決

本日の会議に付した事件

(議事日程第 1 号に同じ)

出席議員 (19 名)

1 番 久保田恒憲君	2 番 呼子 好君
3 番 音嶋 正吾君	4 番 町田 光浩君
5 番 小金丸益明君	6 番 深見 義輝君
7 番 町田 正一君	8 番 今西 菊乃君
9 番 市山 和幸君	10 番 田原 輝男君
11 番 豊坂 敏文君	13 番 鵜瀬 和博君

14番 榊原 伸君
16番 大久保洪昭君
18番 牧永 護君
20番 市山 繁君
15番 久間 進君
17番 瀬戸口和幸君
19番 中田 恭一君

欠席議員（1名）

12番 中村出征雄君

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長 榊崎 文雄君 事務局次長 米村 和久君
事務局係長 吉井 弘二君 事務局書記 村部 茂君

説明のため出席した者の職氏名

市長	白川 博一君	教育長	須藤 正人君
総務部長	眞鍋 陽晃君	企画振興部長	堀江 敬治君
市民部長	川原 裕喜君	保健環境部長	斉藤 和秀君
建設部長	原田憲一郎君	農林水産部長	後藤 満雄君
教育次長	堤 賢治君	消防本部消防長	小川 聖治君
総務課長	久間 博喜君	財政課長	西原 辰也君
病院管理課長	左野 健治君	会計管理者	土谷 勝君

午前10時00分開議

議長（市山 繁君） 皆さん、おはようございます。

中村出征雄議員から欠席の届け出がっております。

ただいまの出席議員は19名であり、定足数に達しております。

ここで、職員の紹介の申し出がっております。眞鍋総務部長。

総務部長（眞鍋 陽晃君） 4月に行いました人事異動によりまして、職員の変更がございますので御報告申し上げます。

前列から、企画振興部長の堀江敬治でございます。

企画振興部長（堀江 敬治君） 堀江でございます。どうぞよろしく申し上げます。

総務部長（眞鍋 陽晃君） 市民部長の川原裕喜でございます。

市民部長（川原 裕喜君） 川原でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

総務部長（眞鍋 陽晃君） 保健環境部長の斉藤和秀でございます。

保健環境部長（斉藤 和秀君） 斉藤でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

総務部長（眞鍋 陽晃君） 農林水産部長の後藤満雄でございます。

農林水産部長（後藤 満雄君） よろしくお願ひいたします。

総務部長（眞鍋 陽晃君） 建設部長の原田憲一郎でございます。

建設部長（原田 憲一郎君） 原田です。よろしくお願ひします。

総務部長（眞鍋 陽晃君） 消防本部消防長の小川聖治でございます。

消防本部消防長（小川 聖治君） 小川です。よろしくお願ひいたします。

総務部長（眞鍋 陽晃君） 会計管理者の土谷勝でございます。

会計管理者（土谷 勝君） 土谷です。よろしくお願ひします。

総務部長（眞鍋 陽晃君） 財政課長の西原辰也でございます。

財政課長（西原 辰也君） 西原でございます。よろしくお願ひいたします。

総務部長（眞鍋 陽晃君） 以上でございます。

議長（市山 繁君） 議会事務局の職員も異動がっておりますので、紹介をいたします。榊崎事務局長でございます。

事務局長（榊崎 文雄君） 榊崎です。よろしくお願ひします。

議長（市山 繁君） これから、議事日程表第 1 号により 5 月会議を開きます。

日程第 1 . 会議録署名議員の指名

議長（市山 繁君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

5 月会議の会議録署名議員は、会議規則第 8 1 条の規定により、3 番、音嶋正吾議員、4 番、町田光浩議員を指名いたします。

日程第 2 . 審議期間の決定

議長（市山 繁君） 日程第 2、審議期間の決定についてを議題とします。

5 月会議の審議期間につきましては、去る 4 月 2 4 日に議会運営委員会が開催され、協議をされておりますので、議会運営委員長に対し、協議結果の報告を求めます。鵜瀬議会運営委員長。

〔議会運営委員長（鵜瀬 和博君） 登壇〕

議会運営委員長（鵜瀬 和博君） 議会運営委員会の報告をいたします。

平成 2 4 年壱岐市議会定例会 5 月会議の議事運営について協議のため、去る 4 月 2 4 日、議会

運営委員会を開催しましたので、その結果について報告いたします。

本定例会に提案されます議案は、承認 1 件、条例の一部改正 4 件、補正予算 1 件であり、審議期間は本日 1 日とする旨申し合わせをいたしました。

本日は審議期間の決定、議長の報告、本日送付された議案の上程、説明を受け、審議、採決を行います。

なお、各議案については委員会付託を省略し、全員審査を予定いたしております。

また、議会基本条例について一部改正の必要がありますので、議員発議で提出するようにいたしております。

以上が、平成 24 年壱岐市議会定例会 5 月会議の議事運営内容であります。円滑な運営に御協力を賜りますようお願いを申し上げ、報告といたします。

〔議会運営委員長（鶴瀬 和博君） 降壇〕

議長（市山 繁君） お諮りいたします。5 月会議の審議期間は、議会運営委員長の報告のとおり、本日 1 日としたいと思っております。御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 異議なしと認めます。したがって、5 月会議の審議期間は、本日 1 日と決定いたしました。

日程第 3 . 諸般の報告

議長（市山 繁君） 日程第 3、諸般の報告。

諸般の報告を申し上げます。

平成 24 年壱岐市議会定例会 5 月会議に提出され、受理した議案等は 6 件であります。

次に、監査委員より、例月出納検査の報告書が提出されており、その写しをお手元に配付しておりますので、御高覧をお願いします。

次に、系統議長会であります。

去る 4 月 12 日、平成 24 年度長崎県市議会議長会定期総会が大村市において開催されました。会議では、平成 23 年度事務報告及び決算報告を承認、また平成 24 年補正予算並びに各市からの提出の 25 議案及び九州市議会議長会へ提出の 2 議案について審議がなされ、それぞれ可決、決定されたところであります。

なお、本市からは医師確保対策と離島振興法の延長の 2 件を提出しております。

次に、4 月 26 日、宮崎市において開催された第 87 回九州市議会議長会定期総会に出席をいたしました。平成 23 年度決算報告をはじめ、役員改選では宮崎市の前田議長を会長に選出。さらに、平成 24 年度予算が決定されるとともに、各県提出議案 4 項目、22 議案が原案どおり決

定。5月開催の全国市議会議長会への提出議案3件、予備議案1件が決定なされました。

以上のとおり、系統議長会に関する報告を終わりますが、詳しい資料につきましては、事務局に保管いたしておりますので、必要な方は御高覧をお願いいたします。

本定例会において議案等説明のため、白川市長を初め教育委員会委員長等に説明員として出席を要請しておりますので、御了承を願います。

以上で、私からの報告を終わります。

ここで、白川市長より発言の申し出がっております。発言を許します。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） おはようございます。本日、ここに平成24年市議会定例会5月会議にあたり、ごあいさつを申し上げます。

私は、このたびの吉岐市長選挙におきまして、市民の皆様の温かい御支援をいただき、4月18日から2期目の市政を担当することとなりました。改めてこの職責の重さを痛感いたしますとともに、これからの4年間、市民の皆様、議員各位の御支援、御協力をいただきながら市政運営に取り組むことへの新たな決意に満ちあふれております。どうぞよろしくをお願いいたします。

私は、4年前の市長就任以来、吉岐市の発展のため市民皆さん、議員各位の絶大な御支援、御協力によりまして姿勢運営に取り組み、吉岐市の懸案事項等でごございました中学校統廃合、一般廃棄物処理施設の整備をはじめ、光ケーブル網の整備、それに伴う吉岐市ケーブルテレビの開局、そして三島診療所の開設など、吉岐市の将来を見据えた各種施策を展開してまいりました。

また、市民病院につきましては、長崎県病院企業団加入の方向性を示させていただき、現在長崎県、そして構成市町への協議を進めているところでございます。

吉岐市における社会資本、生活基盤の整備は整いつつあると認識をしておりますけれども、吉岐市の振興発展策に終わりはありません。これからの4年間は行政のスリム化をさらに進めながら、多様化するニーズと時代の変化に即応した市政運営に努めなければなりません。最小のコストで最大の効果、そして各分野にわたる諸事業のさらなる充実のため、職員にもより知恵を出し、積極的な業務遂行を求めてまいります。

さらに、地域のリーダーとしての活動を促すとともに、英知を結集し、吉岐市発展のため一丸となって全力で取り組んでまいりますので、市民の皆様、議員各位のなお一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、所信につきましては、次期会議の折述べさせていただきたいと存じますので、御了承賜りますようお願いいたします。

また、久田賢一前副市長が、平成24年4月29日、任期満了をもって退任いたしました。これまで副市長として、また病院部長を兼務として取り組んでいただき、吉岐市政を引っ張って

いただきました。ここに久田副市長の御功績について深く感謝するところでございます。

本日提案いたしております案件につきましては、条例改正5件、予算案1件でございます。詳細につきましては、私、そして担当部長等から説明させていただきますので、何とぞ慎重な御審議をいただき、適正なる御決定を賜りますようお願い申し上げます、ごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

日程第4・承認第2号

議長（市山 繁君） 次に、日程第4、承認第2号壱岐市税条例の一部改正についての専決処分を報告し、承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 本日提出の案件につきましては、担当部長より説明をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 川原市民部長。

〔市民部長（川原 裕喜君） 登壇〕

市民部長（川原 裕喜君） 皆さん、おはようございます。よろしくお願いたします。

承認第2号について御説明をいたします。壱岐市税条例の一部改正についての専決処分を報告し、承認を求めることについて。

壱岐市税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。本日の提出でございます。

次のページをお開きください。専決処分の日は、平成24年3月31日でございます。

次のページをお開きください。地方税法等の一部改正に伴い、壱岐市税条例の一部を改正するものでございます。

内容につきましては、記載のとおりでございます。

説明資料といたしまして、資料1の新旧対照表を配付しておりますが、市民部関係参考資料に基づき御説明をさせていただきます。

参考資料の1ページをご覧ください。壱岐市税条例の一部を改正する条例の参考資料、1、条例改正の理由、地方税法等の一部改正によるものでございます。平成24年度の税制改正においては、新成長戦略の実現並びに税制の公平性の確保及び課税の適正化の観点から要請される特に、

喫緊の課題に対応するため、改正を行うものです。

2、地方税法等の改正に伴う市の条例の改正部分でございます。

(1) 市民税関係、年金所得者の申告手続の簡素化、公的年金等に係る源泉徴収税額の計算について控除対象とされる人的控除の範囲に「寡婦(寡夫)控除」が追加されるとともに、公的年金等の受給者の扶養親族等申告書の記載事項について、所要の整備を行うこととされました。これに伴って、公的年金等に係る雑所得のみの方が寡婦(寡夫)控除を受けようとする場合の住民税申告書の提出を不要とするものでございます。

上記所得税の改正は、平成25年1月1日以後に支払われる公的年金等について適用されます。したがって、この改正規定は平成26年1月1日から施行となります。

、東日本大震災への税制対応。東日本大震災の被災者等の負担の軽減を図るため、個人の市民税に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長等の特例措置が講じられました。具体的には、東日本大震災により、居住用家屋が滅失した場合は、次のページをお願いします。その居住用家屋の敷地に係る譲渡期限を、東日本大震災があった日から同日以後「3年」であったものを、「7年」に延長するものです。

したがって、これにより改正された地方税法附則第44条の2第3項の改正に伴う引用条項を改めるため、必要な条項を追加するものでございます。

(2) 固定資産税関係、土地に対して課する固定資産税の特例の改正。土地に係る固定資産税については、評価額が急激に上昇した場合であっても、税負担の上昇は緩やかになるよう、課税標準額を徐々に本来の額にする負担調整措置が講じられています。平成24年度の評価がえに当たり、原則として従来土地に係る負担調整措置等を継続することとされましたが、住宅用地に係る措置特例については、不公平是正の観点から廃止することになりました。

ただし、納税者の負担感等は考慮して、平成24年度及び平成25年度に段階的な経過措置を講ずることとなりました。

改正内容の詳細については、住宅用地の負担水準が80%以上100%未満である場合、前年度の課税標準額を据え置くこととされていましたが、平成26年度から廃止をされました。

ただし、経過的な措置といたしまして、平成24年度から平成25年度までにつきましては、負担水準が90%以上100%未満の住宅用地につきましては、前年度の課税標準額を据え置くこととなっております。

なお、上記内容に伴い、平成24年度から平成25年度まで、前年度の課税標準額に一定の率を加算することによって、90%を上回る場合は、90%頭打ちとなり、平成26年度から廃止となります。

3ページをお開きください。固定資産について非課税とする特例措置。特例民法法人から移

行した一定の一般社団法人または一般財団法人が、平成20年12月1日以前、1日前から設置している図書館、博物館及び幼稚園において直接その用に供する固定資産税について、非課税とする特例措置を講ずるにあたる内容の条文追加となっております。

3、その他地方税法等の改正された事項（市の条例での改正の箇所以外）ですが、（1）国際船舶に係る固定資産税の課税標準の特例措置を拡充し、3年延長となっております。この国際船舶とは、1国の港と他の国の港との間の航海に従事するすべての旅客船等、総トン数が500トン以上の貨物船のことを言います。

それと、（2）再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置を創設（平成24年度から平成25年度）でございますが、再生可能エネルギーとは、エネルギー源として永久的に利用することができるものと認められるものとして、太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスがあります。再生可能エネルギーの固定価格の買い取り制度の認定を受け、発電設備についての最初の3年間に限り、3分の2に軽減を受けることができるというふうになっております。

（3）新築住宅に係る固定資産税の減額措置の2年間延長ですが、これは昭和38年から行われております新築住宅に対する軽減です。新築軽減とは、住宅新築後3年間、床面積120平米まで2分の1の軽減となっております。

（4）福祉関係固定資産税非課税措置の対象となる事業の追加ですが、これは複合型サービス福祉事業が追加となり、前から対象となっていた老人居宅介護等事業に定期巡回、随時対応型訪問介護・看護に係る事業が追加をされました。

4、条例施行日は、平成24年4月1日でございます。

5、市民への周知方法ですが、税納付書送付時にチラシも同封をいたしまして、該当者へ通知するようにしております。

以上で説明を終わります。よろしく願いをいたします。

〔市民部長（川原 裕喜君） 降壇〕

議長（市山 繁君） これから承認第2号に対する質疑を行います。質疑はありませんか。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。承認第2号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 異議なしと認めます。よって、承認第2号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、討論を終わり採決いたします。

この採決は、起立によって行います。本案を承認することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、承認第2号壱岐市税条例の一部改正についての専決処分を報告し、承認を求めることについては、承認することに決定いたしました。

日程第5・議案第54号

議長（市山 繁君） 次に、日程第5、議案第54号壱岐市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。斉藤保健環境部長。

〔保健環境部長（斉藤 和秀君） 登壇〕

保健環境部長（斉藤 和秀君） 議案第54号について御説明を申し上げます。

壱岐市国民健康保険税条例の一部改正について、壱岐市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。本日提出でございます。

提案理由としまして、地方税法等の一部改正に伴う改正及び国民健康保険税額等を一部改正するためでございます。

本市の国民健康保険事業の財政運営については、医療費総額は微増であります。後期高齢者支援金及び介護保険納付金の増加により歳出が増加する中、歳入の保険税については、長引く経済不況による所得の減少等により税収が減少し、実質経常収支は赤字が続いており、非常に厳しい財政運営を強いられているところでございます。

このような状況の中で、平成24年度予算については基金残高もわずかとなり、一般会計から2億円の法定外繰り入れをお願いしたところでございます。

繰り入れ後の税率の条例改正につきましては、基準総所得額の把握ができてからお願いすることにしておりましたが、このたび、前回御説明しました試算額をおおむね確保できる見通しとなりました。したがって、全員協議会で御説明をいたしましたとおり、必要な税額を確保するため、一人当たりの保険税について11.57%を引き上げる内容の一部改正でございます。

なお、資料の13ページから新旧対照表も配付しておりますので、あわせてご覧ください。

次のページをお開きください。壱岐市国民健康保険税条例の一部を改正する条例、壱岐市国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

最初は、国民健康保険基礎課税額、いわゆる医療給付分の改正でございます。第3条は、所得

割額の条項でございます。所得割率を現行の「7.1%」を「8.4%」に改めるものでございます。

第5条は、被保険者均等割額の条項で、被保険者1名について「2万1,000円」を「2万2,000円」に改めるものでございます。

第5条の2は、世帯別平等割額の条項で、特定世帯以外の世帯「2万6,000円」を「2万7,000円」に改め、特定世帯「1万3,000円」を「1万3,500円」に改めるものでございます。

特定世帯とは、後期高齢者医療制度に移行したことにより、世帯の国民健康保険被保険者が1人となった世帯について、医療給付分及び後期高齢者支援金分の世帯別平等割額を5年間半額で課税するものでございます。これよりは、後期高齢者支援金分の改正でございます。

第6条は、所得割額の条項で、所得割率を現行の「1.7%」を「2%」に改めるものでございます。

7条の2は、被保険者均等割額の条項で、被保険者1人について「5,000円」を「6,000円」に改めるものでございます。

第7条の3は、世帯別平等割額の条項で、特定世帯以外の世帯「6,000円」を「7,000円」に、特定世帯「3,000円」を「3,500円」に改めるものでございます。

これより介護納付金分の改正でございます。第8条は、所得割額の条項で、所得割率を現行の「2%」を「2.6%」に改めるものでございます。

9条の3は、世帯別平等割額の条項で、1世帯について「5,000円」を「6,000円」に改めるものでございます。

第23条は、それぞれ一定所得以下の世帯に対する7割、5割、2割軽減の額を、税率にあわせて定めるものでございます。

第1号は、軽減判定所得の合計が33万円を超えない世帯、いわゆる7割軽減該当世帯に関する規定でございます。医療給付分被保険者均等割額として、1人について「1万4,700円」を「1万5,400円」に、同じく世帯別平等割額として、特定世帯以外の世帯「1万8,200円」を「1万8,900円」に、特定世帯「9,100円」を「9,450円」に、後期高齢者支援金分被保険者均等割額として、1人について「3,500円」を「4,200円」に、世帯別平等割額として、特定世帯以外の世帯「4,200円」を「4,900円」に、特定世帯「2,100円」を「2,450円」に改め、さらに介護納付金分世帯別平等割額として「3,500円」を「4,200円」に改めるものでございます。

同条第2号は、5割軽減該当世帯に関する規定でございます。医療給付分被保険者均等割額として、1人について「1万500円」を「1万1,000円」に、世帯別平等割額として特定世

帯以外の世帯「1万3,000円」を「1万3,500円」に改め、特定世帯「6,500円」を「6,750円」に改め、後期高齢者支援金分被保険者均等割額として、1人について「2,500円」を「3,000円」に改め、世帯別平等割額として特定世帯以外の世帯「3,000円」を「3,500円」に、特定世帯「1,500円」を「1,750円」に改めるものであります。

さらに、介護納付金分に係る世帯別平等割額として「2,500円」を「3,000円」に改めるものでございます。

同条第3号は、2割軽減該当世帯に関する規定でございます。医療給付分被保険者均等割額として、1人について「4,200円」を「4,400円」に、世帯別平等割額として特定世帯以外の世帯「5,200円」を「5,400円」に、特定世帯「2,600円」を「2,700円」に改め、後期高齢者支援金分被保険者均等割額として1人について「1,000円」を「1,200円」に、世帯別平等割額として特定世帯以外の世帯「1,200円」を「1,400円」、特定世帯「600円」を「700円」に、さらに介護納付金分世帯別平等割額として1世帯について「1,000円」を「1,200円」に改めるものでございます。

なお、本改正条例の附則、東日本大震災に係る被災居住財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例は、吉崎市で条例の一部改正において説明がありました市民税に係る措置を、国民健康保険税にも適用するために追加した規定でございます。

附則としまして、施行期日は公布の日から施行し、平成24年4月1日から適用し、附則に1項を加える改正規定については、24年6月1日から施行するといたしております。

適用区分としまして、この条例による改正後の吉崎市国民健康保険税条例の規定は、平成24年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成23年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるといたしております。

今回の改正は、一般会計からの法定外の繰り入れをお願いした上のものであり、今後なお一層医療費の削減に努力をしていかなければならないと思っております。

現在の国民健康保険事業の状況等を市民の皆様に周知するとともに、特定健診の受診率向上等により、高血圧、糖尿病等の早期発見による重症化の防止等の取り組みを推進してまいります。

以上、議案54号について説明を終わります。御審議をよろしくお願いいたします。

〔保健環境部長（齊藤 和秀君） 降壇〕

議長（市山 繁君） これから議案第54号に対する質疑を行います。質疑はありませんか。豊坂議員。

議員（11番 豊坂 敏文君） 国保財政については、今法定外、平成24年度については、一般会計から2億円という支出をするように3月の議会でも説明をいたしておりますが、全国的に

今法定外繰り入れが各市町とも多い、そのような中で、国の改善策として国保の財源の確保といいますが、これについては抜本的に改革をすべきという考えを持っておりませんが、これについては国に要請すべきだというふうに考えてます。

これについての見解と、それから、医療費の抑制をするには、まず現在介護予防についての特定健診等があります。平成24年度は65%を目安に受診率をやれということですが、まず65%、現在40%今年末で、平成23年度で40%台と思います。65%というのは、あと25%もあるわけですが、これの確率について、まず現在のソフト事業のやり方についての検証をすべきということと、まだ啓発活動について自治体、公民館の有効利用をやった、公民館一括で何かそういうソフト体制を確立しなければならないと思いますが、その見解についてお尋ねをいたします。

議長（市山 繁君） 齊藤保健環境部長。

保健環境部長（齊藤 和秀君） 豊坂議員の御質問にお答えをいたします。

今の国民健康保険税の制度的なことに対する御質問でございます。確かに長崎県下の状況を見ましても、国民健康保険の財政状況というのは非常に厳しい状況でございます。

今お話がってるのは、国民健康保険事業の広域化ということで、県単位で集約をまとめて実施するというふうなことが言われておりますけれども、県下の状況を見ましても、どこも財政的に厳しい状況でございまして、これをただ単に集約しても、なかなか改善にはならないのではないかとこのように思っております。これについては、今豊坂議員が言われましたように制度的なもの、社会情勢の状況等による国民健康保険税の赤字ですね、こういったものになっておりますので、今後やはり国に制度的な改正をお願いするしかないのではないかとこのように思っております。

次に、この特定健診の推進についてでございますけれども、壱岐市の場合、3月末現在で受診率45%を見込んでおります。県下の状況を見ましても、30%後半から40%台というふうなことで、目標でございます65%にはほど遠い状況でございまして、各市町につきましても、取り組まなければならない状況となっておりますけれども、これまで壱岐市としましては、商工会とか農協、漁協ですね、そういった会合の折に時間をいただいて、特定健診を受けていただくように御説明をしているところでございます。

それと、運動会とかいろんなイベントにも参加をして、啓発活動を行っております。24年度は男性の受診率が低いということで、健診項目に前立腺の検査も入れまして、受診率の向上を図っていきたくと。

それにまた加えまして、ふれあい薬局共同事業として、薬局のほうで受診をしていただくということで、受診勧奨を広げていくという取り組みをしていきたいというふうに思っております。

各公民館、自治体、自治公民館等に出向いて行って、説明についても今後進めていかなければならないというふうに思っております。

以上でございます。

議長（市山 繁君） 豊坂議員。

議員（11番 豊坂 敏文君） 今現在、いつからやるっちゅう方針は国のほうも出してないわけですが、広域化という話があります。だけど、今部長より答弁がありましたように、この広域化では改善できません。これについては、国のほうで交付金等、あるいは何らかの対応をしないと、国保財政は今から国保人口が多くなってまいります。これについては、早く改善策を出すように要請すべきだということをお願いしておきます。

それから、今特定健診の関係ですが、3月末で45%、目標は24年度、国の見解として65%は絶対確立をするように、これは方針がなっておりますが、もしこれを65%クリアできない場合は、交付金の減額がある。これについては、65%を確立するためには、市のほうも何らかの対応をしないと、具体的な対応をしないと、説明ばかりしよっても説明会ばかりじゃできん。だから、公民館に何らかの方策を立て、強化策を立てて6月の議会には何らかの提案ができるような体制づくりをお願いをして、質問を終わります。

議長（市山 繁君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第54号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 異議なしと認めます。よって、議案第54号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、討論を終わり採決いたします。

この採決は、起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第54号吉岐市国民健康保険税条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第6．議案第55号

議長（市山 繁君） 次に、日程第6、議案第55号収入印紙及び長崎県収入証紙等購買基金条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。眞鍋総務部長。

〔総務部長（眞鍋 陽晃君） 登壇〕

総務部長（眞鍋 陽晃君） 議案第55号収入印紙及び長崎県収入証紙等購買基金条例の一部改正について御説明を申し上げます。

議案第55号収入印紙及び長崎県収入証紙等購買基金条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。本日の提出でございます。

提案理由でございますが、壱岐市と長崎県壱岐振興局との執務室の共同化に伴い、石田庁舎において長崎県収入証紙の売りさばき事務を行うため、基金の額を増額するものであります。

次のページをお開きください。平成19年壱岐市条例第55号収入印紙及び長崎県収入証紙等購買条例の一部を次のように改正しようとするものでございます。

資料1の新旧対照表をお開きください。新旧対照表は、19ページでございます。左が現行、右が改正案でございます。第2条中、基金の額を「50万円」から「200万円」に増額しております。

本条例につきましては、旅券発給事務、いわゆるパスポート事務の県から壱岐市への権限移譲に伴う収入証紙等の売りさばき事務のために、平成19年4月1日から施行し、基金を設置しております。今回の基金の増額については、壱岐市と長崎県壱岐振興局との執務室の共同化に伴い、壱岐市役所、石田庁舎において長崎県への各種申請、これは漁船登録、漁船検認等の申請でございますが、その申請に必要な証紙の売りさばきを行うため、証紙の売りさばき所の所在地を石田庁舎を追加し、当該申請等に必要な収入証紙等の売りさばき事務の予定に対応するため、基金を150万円増額するものであります。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行しようとするものでございます。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔総務部長（眞鍋 陽晃君） 降壇〕

議長（市山 繁君） これから議案第55号に対する質疑を行います。質疑はありますか。呼子議員。

議員（2番 呼子 好君） 一部の改正については異議ございませんが、関連することについて若干お尋ねしたいと思っております。

共同執務室の関係でございますが、今回、石田庁舎に何名県のほうから出向といたしますか、入るのか。それと、年間の委託契約といたしますか、それについてどれくらい見てあるのか、お尋ね

したいと思います。

議長（市山 繁君） 眞鍋総務部長。

総務部長（眞鍋 陽晃君） 今回の共同執務室におきまして、18名が県から、壱岐振興局から石田庁舎に出向かれて業務につかれます。農林水産部門でございますけれども。

そして、年間委託契約というのはございまして、庁舎につきましては、その費用、電気料とか、そういうものにつきまして一定の負担をいただくと、それは人数割であったり、面積割であったりということで、今回補正予算でも計上させていただいておりますが、154万1,000円を予定をいたしておるところでございます。

以上でございます。

議長（市山 繁君） 呼子議員。

議員（2番 呼子 好君） 18名で執務室の154万円ということですが、大体何平米ぐらいここ使っているのか。それと、他の賃貸との関係どのくらいの予算になっているのか、それを今日は結構でございますが、次回の予算のときをお願いしたいと思います。

議長（市山 繁君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第55号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 異議なしと認めます。よって、議案第55号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、討論を終わります。

採決いたします。この採決は、起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第55号収入印紙及び長崎県収入証紙等購買基金条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

日程第7．議案第56号

議長（市山 繁君） 次に、日程第7、議案第56号壱岐市病院事業の設置等に関する条例の

一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。左野病院管理課長。

〔病院管理課長（左野 健治君） 登壇〕

病院管理課長（左野 健治君） 議案第56号について御説明いたします。

吉岐市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について、吉岐市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。本日の提出でございます。

提案理由でございますが、平成24年4月1日付で採用いたしました医師により、条例に定める以外の診療科目を標榜することに伴い、所要の改正を行うものでございます。

採用の医師とは、かたばる病院の勤務医として鹿児島県出身の猿渡邦彦先生の採用が決まりました。69歳であります。皮膚科を診療専門医とされております。

次のページをお開き願います。吉岐市病院事業の設置に関する条例（平成16年吉岐市条例第215号）の一部を次のように改正しようとするものでございます。

資料の1の新旧対照表は、20ページでございます。第4条第2項の表のかたばる病院の項に、「皮膚科」を加えるものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

〔病院管理課長（左野 健治君） 降壇〕

議長（市山 繁君） これから議案第56号に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第56号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 異議なしと認めます。よって、議案第56号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、討論を終わり採決します。

この採決は、起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第56号吉岐市病院事業の設置等に関する

条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第 8 . 議案第 5 7 号

議長（市山 繁君） 次に、日程第 8、議案第 5 7 号平成 2 4 年度壱岐市一般会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。西原財政課長。

〔財政課長（西原 辰也君） 登壇〕

財政課長（西原 辰也君） 議案第 5 7 号平成 2 4 年度壱岐市一般会計補正予算（第 1 号）について御説明申し上げます。

平成 2 4 年度壱岐市の一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第 1 条、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 3 億 8 4 万 4 , 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 9 4 億 1 , 0 8 4 万 4 , 0 0 0 円とします。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」により定めております。

地方債の補正、第 2 条、地方債の変更は、「第 2 表地方債補正」によるものでございます。

本日の提出でございます。

次に、2、3 ページをお開き願います。第 1 表歳入歳出予算補正、歳入及び歳出の補正の款項の区分の補正額等については、「第 1 表歳入歳出予算補正」に記載のとおりでございます。

歳入歳出予算補正の内容については、事項別明細書で後ほど御説明いたします。

4 ページをお開き願います。第 2 表地方債補正、変更、合併特例事業債の補正前限度額 2 億 7 , 5 4 0 万円を、補正後限度額 4 億 4 , 8 3 0 万円に変更しております。

主な変更内容は、小・中学校校舎の耐震補強等改修事業に 1 億 7 , 2 9 0 万円の増額補正をいたしております。

それでは、事項別明細書により主要分について御説明いたします。

補正第 1 号は、6 月補正では間に合わない緊急的予算について増額補正を行っております。

次に、8、9 ページをお開き願います。まず、歳入について御説明いたします。1 0 款地方交付税は、普通交付税 1 , 0 8 7 万 8 , 0 0 0 円を増額補正いたしております。

1 3 款使用料及び手数料 1 項使用料 7 目教育使用料、行政財産使用料 9 万 7 , 0 0 0 円の増額は、長崎県壱岐振興局との石田庁舎執務室共同化に伴う県職員駐車場として、石田スポーツセンター駐車場のうち、1 8 区分分の使用料を追加補正いたしております。

1 4 款国庫支出金 2 項国庫補助金 6 目教育費国庫補助金 1 節小学校費補助金、安全・安心な学

校づくり交付金 2,395万円の減額は、小学校校舎耐震補強に係る国庫補助金名称が「学校施設環境改善交付金」へと変更となったため、予算の組み替えを行い、また新規に那賀小学校と瀬戸小学校の校舎耐震補強に係る補助金を合わせて8,012万2,000円の増額補正をいたしております。

2節中学校費補助金、学校施設環境改善交付金5,925万6,000円の増額は、郷ノ浦中学校と石田中学校の校舎耐震補強に係る補正を行っております。

20款諸収入4項雑入、施設使用料の154万1,000円の増額は、長崎県壱岐振興局との石田庁舎執務室共同化に伴う石田庁舎の光熱水費等施設維持管理経費について、人員割、面積割で算出し、追加補正をいたしております。

21款市債1項市債5目合併特例事業債の1億7,290万円の増額の内容につきましては、4ページの第2表地方債補正の変更で説明いたしましたとおりでございます。

次に、10、11ページをお開き願います。歳出について主要内容について御説明いたします。

資料の2の2ページに詳しい内容を記載しております。2款総務費1項総務管理費1目一般管理費25節積立金150万円の増額は、長崎県壱岐振興局との石田庁舎執務室共同化に伴う各種申請に必要な長崎県収入証紙売りさばきを目的とした定額運用基金の収入印紙及び長崎県収入証紙等購入基金を追加積み立てし、基金の総額を200万円にするため補正計上いたしております。

5目財産管理費は、歳入の20款諸収入で説明しましたとおり、長崎県壱岐振興局との石田庁舎執務室共同化に伴う施設使用料について財源調整をいたしております。

12目災害諸費、19節負担金補助及び交付金156万円の増額は、東日本大震災災害救助対策費として県民ボランティア振興基金による災害ボランティアバス運行助成事業が平成24年度も継続されたことにより、災害ボランティア活動事業補助金を補正計上しております。なお、本年度は市の主催から民間主催の災害ボランティア活動に変更をし、今回4回分の活動費補助金を補正計上しております。

9款教育費2項小学校費1目学校管理費13節委託料260万3,000円及び15節工事請負費1億2,455万9,000円の増額は、耐震判定委員会の審査の関係で、当初予算に計上することができなかった那賀小学校と瀬戸小学校の校舎の耐震補強等改修工事について、夏休み期間中に工事施工する必要があるため、所要の補正をいたしております。

3項中学校費1目学校管理費13節委託料349万2,000円及び15節工事請負費1億6,713万円の増額についても、小学校と同様に郷ノ浦中学校、石田中学校の校舎の耐震補強等改修工事について所要の補正をいたしております。

6項保健体育費1目保健体育総務費は、歳入の13款使用料及び手数料で説明しましたとおり、長崎県壱岐振興局との石田庁舎執務室共同化に伴う行政財産使用料について財源調整いたしてお

ります。

次の12ページに、地方債の見込みに関する調書をそれぞれ記載しております。地方債の24年度末現在高見込額が、291億7,338万7,000円となります。

以上で、平成24年度壱岐市一般会計補正予算(第1号)について説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔財政課長(西原 辰也君) 降壇〕

議長(市山 繁君) これから議案第57号に対する質疑を行います。質疑はありませんか。牧永議員。

議員(18番 牧永 護君) Is値診断結果の数値と事業計画の因果関係が全然わからんですよね、この資料で私たちは、この数値と計画、整合性について御説明願いたいと思います。

議長(市山 繁君) 堤教育次長。

教育次長(堤 賢治君) ただいまのはIs値と計画の整合性ということでございます。お手元に先般議会のほうからの提出を求められました学校建物耐震事業計画というのをお渡しをいたしております。

この段の右から2番目、Is値ということでそこに数値が出ておるわけでございます。この計画との整合性でございまして、説明をさせていただきます。

まず、この資料を説明する前に、壱岐市の小中学校における耐震化の状況につきまして御説明をさせていただきたいと存じますけど、よろしいですか。

平成23年4月1日現在の市内小中学校の耐震化率は60.29%でございます。1年前、すなわち平成23年度の当初も同じでございます。平成23年4月1日現在の長崎県内の小中学校の耐震化率は69.7という数字がございまして、壱岐市は県下で下のほう、下位のほうでございます。

壱岐市では、平成22年度末までに耐震診断が完了いたしております。そういうことから、耐震診断率は100%ということで完了いたしております。これから国の補助金の制度がございまして平成27年度までに、耐震化率100%、すなわちIs値0.7以上を目指して耐震化工事を本年度、平成24年度から平成27年度までの4力年で実施する計画で進めておるわけでございます。

それでは、お手元の資料でございますけれども、この資料につきましては、平成23年の9月の予算委員会の配付をいたしました資料を1枚にまとめたものでございます。平成24年度に、御案内のように6校の校舎を予定をいたしております。早目に補強設定が完了いたしました勝本小学校と沼津小学校、この2校につきましては、今年度当初予算に予算計上いたしまして、議決をいただいたところでございます。

今回は、今年度に耐震化工事を計画いたしました分の残り小学校2校、先ほど財政課長が説明いたしますように、瀬戸小学校、那賀小学校、それから中学校2校、これは石田中学校、郷ノ浦中学校の補強設計が完了いたしましたので、夏休み期間中を活用して補強工事を行うべく、今回補正予算をお願いをいたしておるわけでございます。

25年度につきましては1校の校舎、それから6校の屋内運動場ということ、それから、26年、27年につきましてはご覧のとおりでございます。

工事の施工年度の決め方、すなわち小学校耐震化工事の優先順位でございますけれども、これはI s値、構造耐震指標でございまして、耐震診断で判断の基準となる値でございます。このI s値は、県の耐震判定委員会の判定によるものでございまして、これらの低いほうから順に耐震化工事を行うことを基本に、まずは子供たちが一日の大半を過ごす活動の場であります校舎を先行いたしまして、次に災害時における住民の避難場所となる屋内運動場、すなわち体育館でございますけれども、そういう順で行うということを計画いたしております。

お手元の表中、RCとかございますけど、御案内のようにRCは鉄筋コンクリート、それからSは鉄骨でございます。

なお、平成24年度に耐震化工事をする学校校舎の位置関係の図面を本日色つきの分で配付をさせていただいております。これは、平成23年度の学校の施設台帳に施工年度を落としたものでございます。

以上でございます。

議長（市山 繁君） 牧永議員。

議員（18番 牧永 護君） 非常にわからんとですね。このI s値ですね、倒壊の恐れは逃げる場所があったら耐震せんでいい、今の言葉を聞けば、逃げる場所があればいいというような感じでございます。例えば、この27年度芦辺中学校なんか0.2ですね。それは非常に危険性があるなら、先にやらにゃいけません。ただこのI s値で示しとって、私にすれば全然何のためにI s値を調べたとか、全然因果関係が出てこんのですね。そこら辺もう少し詳しくお願いしたいと思います。

議長（市山 繁君） 堤教育次長。

教育次長（堤 賢治君） それでは、御説明させていただきます。

ただいま御質問の分でございますけれども、芦辺小学校につきましては、校舎と屋内運動場のI s値がいずれも低いわけでございます。工事中の安全性、あるいは教育現場の支障がないようにということから、それらを排除するために年度を分けるということで、今後の計画を立てておるわけでございます。

それから、中学校の計画の中に、I s値の低いものがございます。これにつきましては、中学

校の規模適正化後における、これからの計画に対して今後の動向に対応しなければならない部分もございますので、これらも考慮して計画をしておるわけでございます。

以上でございます。

議長（市山 繁君） ようございますか。ほかにありませんか。豊坂議員。

議員（11番 豊坂 敏文君） 診断結果で、先ほど0.27の基準を上げていくという完成度ですよ、Is値が0.7になるっちゅう話があったんですが、このIsというのは極端に言って低いほうがいいですか、高いほうがいいですか。この基準のとり方、このIs、診断結果で特に危険度が高いというのは、私は低くなっているのがこの数字だと思っているんですが、そこらの付近をはっきり次長、答弁してください。今の答弁はでけんですよ。

議長（市山 繁君） 堤教育次長。

教育次長（堤 賢治君） 御説明をいたします。

Is値というのは、低いほど危険性が高いということでございます。お手元の資料でございます瀬戸小学校、0.210となっております。ここが一番Is値が低い、校舎では低いということになります。これらを校舎、体育館とも0.7を基準に0.7までもっていきこうと、それ以上までもっていきこうということでございます。

以上でございます。

議長（市山 繁君） 豊坂議員。

議員（11番 豊坂 敏文君） 質問をよく聞いてから答弁してください。Isが低いということであれば、下のほうにまだ低いものがたくさんあります。だから、はっきり優先順位はこうしたということの優先の順位の仕方を、方策を言ってください。今の答弁じゃできんですよ。今何を基準にやっているかっちゅうのは、この診断結果の数字を基準で出してると思うよ。これより別に何かあったら、その方策を判断基準をはっきり言っていたらかないと、牧永議員の答弁にはなっていません。

議長（市山 繁君） 堤教育次長。

教育次長（堤 賢治君） お答えをいたします。

Is値の低い校舎をまず先行をすると、初年度は先行するということでございます。

それから、体育館のIs値の低いのを2年度に優先をするということで、そこは来年度、25年度は体育館、それから校舎と混合して2つとも整備を図るということでございます。

以降、そういう基本、それから芦辺の小学校、中学校のことを申し上げましたけれども、同じ年度に工事が入り込むことを避けるために、年度を分けたということ。それから、中学校におきましては、今後の計画に対応する必要もあろうということで、年度をずらしたということでございます。

議長（市山 繁君） 豊坂議員。

議員（11番 豊坂 敏文君） この資料が、私たちが配ってあるのが違うんじゃないですか。全然違う話をしてありますから、何回も立たんにゃいけん。この基準と、それから優先順位の基準はこういうことをやったちゅうことを、この診断結果だけじゃなくて、まだあるんじゃないですか。そこをはっきり言われないと、答弁になってませんよ。診断結果のこのI sのこの値だけで判断されて、優先基準を決められたということであれば、この表は違います。そこをはっきり答弁してください。

議長（市山 繁君） 堤教育次長。

教育次長（堤 賢治君） まず最初の年度、今年はI s値の低い、中学校がですね、中学校をまず先行をいたしておるということでございます。それから、小学校のI s値の低いほうから今年の実施をするということでございます。

それから、来年は体育館も計画の中に入れるということで、I s値の低いものから計画をいたしておると。中学校は多少前においておるということはございます。

それから……。（「議長、休憩」と呼ぶ者あり）

議長（市山 繁君） 暫時休憩します。

午前11時09分休憩

午前11時10分再開

議長（市山 繁君） 再開します。

先ほどの豊坂議員に対する答弁、堤教育次長。

教育次長（堤 賢治君） 芦辺中学校の件につきましては、I s値が0.254で4年度に計画をしておるといような御指摘であろうと思いますけれども、耐震化の工事を今回予定いたしておりますけれども、耐震化工事をしましても、耐用年数が伸びないということは御承知のとおりでございます、今後の計画と総合的に判断をして、4カ年間の計画を立てておるということでございます。

以上でございます。

議長（市山 繁君） 牧永議員。

議員（18番 牧永 護君） I s値の0.254というのは、心配ないということですね、そしたら、4年間は。そういう解釈でいいんですか。

議長（市山 繁君） ここで暫時休憩をいたします。再開を11時25分とします。

午前11時12分休憩

午前11時25分再開

議長（市山 繁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから議案第57号の質疑の中の耐震事業計画についての答弁を白川市長、ぜひお願いします。

市長（白川 博一君） 学校校舎の耐震化工事について御質問でございましたけれども、先ほど教育次長が申しましたI s 値の低いほうから、そして校舎から、そして体育館というこの基本は、だれもがそうであると思います。そういった中で、芦辺中学校について27年度の工事というのはおかしくはないかという御質問でございました。御指摘のとおりでございまして、25年度工事ということで教育委員会と協議をしてみたいと思っております。

議長（市山 繁君） 小金丸議員。

議員（5番 小金丸益明君） 牧永議員、そして豊坂議員の指摘によりまして、今の市長の答弁は再度事業を検討し直すという答弁と、いいですね。ならば、24年度の予定されております勝本小学校は、校舎でI s 値が0.3、26年度予定の芦辺小学校は0.246と、これも低いとですね。これも変更されますか。

議長（市山 繁君） 白川市長。

市長（白川 博一君） 私の提案でございますから、私の答弁ということになるわけでございますけれども、教育委員会の組織と運営に関する法律というものでございまして、教育委員会のことにつきましては、市長単独で決定をするということについては、もちろん設置者は市でございますから、校舎等々についてはその辺の権限もかなりあるわけでございますけど、教育委員会との協議というのは、やはり大前提でございます。したがって、今小金丸議員の御質問を含めまして、教育委員会とすべてにわたり協議をしてみたいと思っております。

議長（市山 繁君） ほかに質疑はありませんか。呼子議員。

議員（2番 呼子 好君） 今市長のほうから再度検討するというところでございますが、1つだけ校舎の平米面積がございまして、今の生徒の数、そして昔の校舎ができたときの教室の数からすると、かなり半分、あるいは3分の1ぐらいになっておるという状況でございますから、今の例えば渡良でいきますと2,100ありますが、これ全部するのか、あるいは半分ぐらいするのか、そここのところも検討してもらえばというふうに思っています。

議長（市山 繁君） 堤教育次長。

教育次長（堤 賢治君） ただいまの呼子議員のお尋ねでございます。御質問でございますけれども、児童生徒数が少ないからという理由で、その一部をしようということではなくて、今回この耐震計画は、その学校の耐震構造、耐震診断結果に基づいて補強工事を行うということで、その工事の一部を、その棟の一部を行うというものではございません。

以上でございます。

議長（市山 繁君） ほかにありませんか。音嶋議員。

議員（3番 音嶋 正吾君） 今までの質疑の経緯を聞いておりました、私は非常に異論を呈するところがあります。議会の皆さん方からこうした御意見を受けて、まずは所管である教育委員会が指針を示して、その中で予算措置として市当局のほうに御相談を申し上げる、これが筋ではなからうかと思えます。次長で答弁できないなら、私は教育長が答弁すべきと思いますが、いかがでしょうか。教育長、答弁を求めます。私の今の発言に対する答弁を求めます。

議長（市山 繁君） 教育長。

教育長（須藤 正人君） 音嶋議員にお答えをいたします。

この予算の上程の方法についてでございますけれども、私どもといたしましては、教育委員会内で話をいたしまして、県のほうに計画をあげておるという経緯がございます。音嶋議員御指摘のように、市長部局との協議が少し足らなかったこともございますので、反省をしているところでございます。

議長（市山 繁君） 音嶋議員。

議員（3番 音嶋 正吾君） 所管の委員会として、独立性を保ってもらうためにも、そのように私は提言をいたしたい。ぜひともそういう形をとっていただきたいと考えております。

議長（市山 繁君） ほかにございませんか。小金丸議員。

議員（5番 小金丸益明君） 今の教育長の答弁ですけれども、担当部局、教育委員会内でI s値に基づく今後の耐震工事が検討された結果、このような年次計画が示されたものと理解いたします。

資料をいただきましたI s値の数値に根拠を持たない年次計画が提示されておるということで、二、三異論が出ております。そこで、市長はもう一回教育委員会部局と協議を重ねるといふ御答弁をいただきまして、終わろうかと思いましたが、その教育長は今県にその旨で計画を提示しておるといふ御発言がございましたが、牧永、豊坂両議員の質問の趣旨は、その県に計画を出しておる根拠を示せということで、I s値がこうだけど、こういう理由をもって県にこういう計画を示しておる、そこをちゃんと説明していただければ、I s値の順に従えというような意見は私は出していないと思えます。

その点、もし御説明できるのであれば、このままの計画でも少なくとも僕はよかったと思うんですけどね、単なる市長がもう一回協議をされると言われましたから、我田引水に聞こえたかもしれませんが、芦辺小学校の例をとって御指摘を申し上げただけですけれども、その県に提示する理由、説明をもう一回、現状の資料に基づく説明を教育長、お願いいたします。

議長（市山 繁君） 須藤教育長。

教育長（須藤 正人君） まず、平成27年度までにすべての小中学校の耐震化をやるというのが大前提でございました。それで、4年間にその工事をいたします。それで、I s 値の数値等々を原則的に考えまして、この案をつくりました。それと、各市内の4町との兼ね合いもございまして、そこら辺で町の配分と申しますか、考慮に入れて分散をしたという経緯もございまして、

議長（市山 繁君） 小金丸議員。

議員（5番 小金丸益明君） その危険度を優先するのに、4町の行政区画によって予算を案分ちゅうか、配分したというように聞こえますけども、それが正しかったですかね。I s 値っちゃ何のために調べるとですか、そしたら。危険度の大小を調べるとじゃなかですか。まさに正直にお答えいただいたような資料がここに出ています。と思いますけども、少しやっぱり市長、もう一回その危険度を考慮しながら、そりゃ吉岐市民みんな危険度を優先されれば納得されると思いますよ。何で芦辺ばかりか、何で石田ばかりかという、そういう論法は出てこないと思いますよ。もう一回市長の御答弁もありましたように、再度その辺も踏まえて、御協議をお願いいたします。

それと、もう一点、さきの一般質問で申し上げましたけども、耐震化指数によってこの工事がずっと進められることは、好ましいこととは思いますが、複式学級とかいろいろ学校内の環境もどんどん年々変わっております。全部の耐震化を今27年度までに終えるような計画でございまして、その統廃合も市長の専決理由の御発言にも、まだまだ急ぐ時期じゃなからうというような御発言も耳にいたしましたけども、もうちょっと真面目に小学校の統廃合にも手をつけていただかんと、無駄金とは言いませんけども、子供の教育環境の整備のためにも、是非その辺も考慮いただきと思います。

以上です。

議長（市山 繁君） 白川市長。

市長（白川 博一君） 小金丸議員の再度の御質問でございまして、先ほど申し上げましたように、I s 値の低いほうが基準だということ、そして、原則だということ、そして校舎から、そして体育館へということでございます。そういったことで、教育委員会と協議をいたします。

それから、小学校の統廃合につきましては、小金丸議員推進派、推進的な御発言でございまして、私は選挙中も申してまいりました。地域の文化の拠点であると。ですから、やはり地域の方々的心情もございまして、そういったことを十分皆様方とのお話し合いの中で、その方向は出していきたいと思っております。

また、無駄金ではないかということでございまして、私はじゃあ取り壊すとかということにはならんと思ってるわけでございます。やはり耐震化をして、耐久性が高まれば、その校舎は例えば将来的に統廃合となったとしても、活用を図っていくと、こういう基本姿勢でありたい

と思っております。

議長（市山 繁君） ほかにございませんか。町田光浩議員。

議員（4番 町田 光浩君） 今までの流れの中で、ちょっとつけ加えさせていただきますが、判断基準としてIs値、そして校舎で4町のバランスも考えたというふうな考え方で、この年度を案を作成されてあるようですが、ただそれにしても、まだやっぱりそういう理由を聞いてもちょっと納得ができないんですが、それであれば、なぜ24年度に那賀小学校、沼津小学校それぞれ0.4、0.47、芦辺小学校が0.246、これが26年度です。バランスを考えたにしても、今までの説明から判断すれば、まず最初に芦辺小学校がくるべきではないのかというふうに思いますので、その辺の説明をいただきたい。

それと、市長、小学校の統廃合に関して、地域の心情もあるでしょうからという答弁でございました。確かにそれはあるでしょう。ありますが、まず子供たちの教育が第一だと思います。複式学級の改善をもう本当に早急に考えていただきたいと思います。今分校まで合わせて、市内に小学校20校です。そのうちの10校が、既に複式学級のある学校になっています。とりあえずここ数年はその状態が継続すると思われませんが、その先にはまたさらに増えてくるということは、安易に予測ができると思います。

複式学級というのは、市長、実際にご覧になったこと多分あられるとは思いますが、2学年1つの教室で、1人の教師が指導をします。片方の学年を指導しているときは、もう片方の学年は自習をしております。実際に教師から指導を受ける時間は、極端な話をすれば、ほかの一般的な規模の学校から見れば半分しかないわけです。それを改善していかなくちゃいけないと、議会のほうからここ数年来ずっと話が出ております。もう先延ばしはできないと思います。今からも取りかかるべきだと思いますので、その辺も含めた上で検討を願いたいと思います。

議長（市山 繁君） 答弁要りますか。須藤教育長。

教育長（須藤 正人君） 小学校の統廃合につきましては、（発言する者あり）申しわけありません。判断基準ですけれども、原則的にIs値、そして校舎先行、その次に体育館ということで計画を立てました。芦辺小学校が2つに年度が分かれておりますのは、一時にやりますと、学校の授業ができないという事情がございましたので、体育館と校舎を分けて施工するという計画でございます。

Is値の数値を原則として計画を立てたということからいきますと、この数値をご覧になりますと、今までの御意見、御指導が理解ができるわけですが、Is値のみの先行ではございませんで、もろもろのことがございまして、この計画案をつくっておるわけでございます。

議長（市山 繁君） 白川市長。

市長（白川 博一君） 町田議員の小学校統廃合を早急に進めるべきだという御意見でございま

す。私は、この選挙期間中、慎重に進めると、やらないとは言っていない。慎重にやるべきだと。私は、ただいまの町田議員の意見とは、私は反する意見をもっておるわけでございます。あくまで慎重にやる、そのことを私は市民の方に御理解いただいたと思います。

確かに、おっしゃるように子供の教育が第一です。しかし、私は統廃合すること、それが中学校のように4校ぐらいするのか、あるいは、地域の文化に近寄ったところをもう少し小さくやるのか、そういったことも含めて、私は申し上げますように、やらないとは言っていないわけでございます。子供の教育、そして地域の気持ち、そういったものを大事にして進めていきたいと申し上げておるのでございます。

議長（市山 繁君） 町田議員。

議員（4番 町田 光浩君） 教育長、私がお伺いしてるのは、その判断基準の優劣はわかりません。理解しております。I s 値、校舎、そして体育館で4町の分配もしてといったような判断基準のあれはわかっておりますが、そこでこの表を見たときに、それにあわせてもちょっとおかしいなと、納得ができない部分があるのでお伺いしてます。もう単純明快に言いますが、24年度が那賀小学校、I s 値0.4、校舎ですね。そして、26年度に芦辺小学校校舎0.246。先ほど体育館と校舎の関連を言われましたが、芦辺小学校の体育館が25年度に計画されてるんですね。この先ほどからの順番の基準を考慮しますと、少なくとも25年度の芦辺小学校の体育館と26年度の芦辺小学校の校舎の改修は、逆であってしかるべきだろうと思うんですね。

先ほど4町のバランスとかも言われましたが、それにしても那賀小学校と芦辺小学校は1年がわりであれば、特段問題ないんでしょうが、その辺も若干よくわからない部分ですね。その辺のところを何でこうなっているのかということをお聞きしたい部分なんですけど、もう一度答弁をいただけますでしょうか。

それから、小学校の統廃合の件ですが、市長、確かに慎重にされる、それで結構だと思います。ただ私の言い方が悪かったんでしょうけれども、私が申し上げたかったのは、複式学級の改善、これが第一だと考えておりますので、統廃合ももちろんですけど、加配措置も含めた上での御検討を、以前教育長のほうにも私申し上げたことがあるんですけど、そういった方策も含めた検討をぜひお願いしたいと思いますので、よろしくお願いたします。

議長（市山 繁君） 須藤教育長。

教育長（須藤 正人君） この平成25年度以降の計画につきましては、再度市長部局と検討をさせていただきたいと思っております。平成24年度の施工につきましては、御了承を賜りたいと思っております。

議長（市山 繁君） 白川市長。

市長（白川 博一君） 教師の加配措置等々については、もちろん行政のほうからも要望したい

と思っておりますけれども、窓口はあくまでも教委でございますので、その辺教育長と十分協議をされたいと思っております。

議長（市山 繁君） 教育長。

教育長（須藤 正人君） 教師の加配につきましては、御存じのように少人数学級の加配措置等々がございますので、文部省との定数がございますけれども、県教委と話し合いをしていくように、今後も進めていきたいと思っております。

議長（市山 繁君） 教育長、この診断結果については見直しますね、もう少し。数値からいろいろありますから。教育長。

教育長（須藤 正人君） 24年度以降の案につきましては、再度検討をさせていただきます。

議長（市山 繁君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第57号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 異議なしと認めます。よって、議案第57号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、討論を終わり、採決します。

この採決は、起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第57号平成24年度壱岐市一般会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

日程第9．議案第58号

議長（市山 繁君） 次に、日程第9、議案第58号壱岐市副市長定数条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 議案第58号について御説明いたします。

壱岐市副市長定数条例の一部改正について、壱岐市副市長定数条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。本日の提出でございます。

提案理由でございます。現在の壱岐市における複雑多様化する行政ニーズに対し、より迅速な対応を図るため、壱岐市副市長の定数を2人以内とすることについて、議会の議決を経ようとするものでございます。

具体的な例を申し上げますと、市民病院の長崎県病院企業団へ加入への取り組み、離島振興法の改正延長、また国境離島を取り巻く国内外の環境変化に迅速・的確に対応する等のため、副市長を2人以内をお願いするものでございます。

次のページをお開き願います。壱岐市副市長定数条例の一部を改正する条例、壱岐市副市長定数条例の一部を次のように改正する。

本則中、「1人」を「2人以内」に改める。

附則、この条例は公布の日から施行する。

新旧対照表については、次ページを御参照いただきたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

議長（市山 繁君） これから議案第58号に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

呼子議員。

議員（2番 呼子 好君） 実は、市長が2期目ということで、追加議案はないかなというふうに思っておりましたが、今日はここに座ってこの58号が出てまいりました。この資料が数日前に我々のところに届くわけでございますが、今日ここに座って初めてわかりましたが、私はこの2人制につきましては、反対をしたいというふうに思ってますが、なぜかといいますと、人口減少の中、そして壱岐市民の感情、雇用の場、そういういろんなものからしまして、私は今の部課長の能力ではできるんじゃないかというふうに判断といいますか、思っております。

そういうことで、2人制につきましては、どうしてもこの問題については、反対をせざるを得ないというふうに思っております。

以上です。

議長（市山 繁君） 白川市長。

市長（白川 博一君） 私は、今呼子議員の御質問、確かに人口は減っておる。そして、という中でございますけれども、今既に市の職員108名が減っておるところでございます。合併してからですね。ところで、私はこれはやっぱりさらにスリム化をしなくちゃいかんと思ってるわけでございますけれども、そういった中で、指揮命令系統、それから今申し上げますように、喫緊の重要な課題がございます。そういった中で、副市長を複数にすることによって、そのことがスムーズにいくと私は考えておるわけございまして、決して時代の要請に逆らっておるとは

考えておりません。

議長（市山 繁君） 呼子議員。

議員（2番 呼子 好君） 例えば2人制にするときの、多分市長案があるかと思っておりますが、1人は公募にするのかどうか、そういうところも含めてお願いしたいと思いますが、市民の感情からすると、天下りというのがかなり浸透しておるといいますか、いろいろなところで意見が出ておりますので、そういうところも配慮しながら、もし2人制にされるんなら、どういう考えでされたのか、お聞かせ願いたいと思います。

議長（市山 繁君） 白川市長。

市長（白川 博一君） 人事のことにつきましては、私の専権事項だと思っております。

議長（市山 繁君） ほかにございませんか。久保田議員。

議員（1番 久保田恒憲君） 私も反対、賛成ではなくて、以前副市長兼病院部長ですかね、こういうのは非常に厳しいんじゃないかと思って、副市長は2人要るんじゃないかっていう考えは持っておりました。

ただ、この複雑多様化する行政ニーズ、それから、じゃあ病院兼務にしないで副市長1名じゃいけないのか。新しく病院部長を置いてはいけないのかという市民の声があがるかもしれませんので、さっき市長がそちらで具体的に国境離島とかというようなために副市長を2名というふうにおっしゃったんですけど、もう少し何か副市長2名がぜひ必要だっていうようなことを、何か具体的なケースでももう少し説明していただければ、非常に納得しやすいんじゃないかと思っております。

議長（市山 繁君） 白川市長。

市長（白川 博一君） 久保田議員の御質問にお答えします。

私は、いつも2名要るとは思ってないんです。この今の置かれた現状、本当に壱岐の将来を今から占うような、長崎県企業団の病院企業団に加入の問題、これは私はもう絶対せにゃいかんと思うとるわけです。

それから、離島振興法の改正延長、今山場を迎えております。そういった問題。それから、これはまだ決まっておりますけど、国境離島に対するいろんな法整備、そういったものを考えたとき、やはり私は例えば久保田議員おっしゃるように、病院企業団加入に向けての専門的に県とも、あるいは国等との関係もございませぬ。そういった能力に長けた人を、やはり採用する必要があると思っておるわけです。

私は、先ほど申しますように、これはですから2名ではないわけです。2名以内でございます。ですから、必要なときには2名だということで御理解いただきたいと思っております。今、しかしその2名が必要なときだと私は認識をしておるところでございます。

議長（市山 繁君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第58号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 異議なしと認めます。よって、議案第58号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論はありませんか。牧永議員。

議員（18番 牧永 護君） 若干討論がありましたけど、反対討論をします。

壱岐市の人口も3万を割ってきた中で、副市長2人制について反対討論を行います。

さきに申し上げたように、人口も3万を割り、財政状況も非常に厳しい中、職員も先ほど市長が申されましたように、100名程度削減をされ、私の所管する委員会におきましても、農林建設部門におきましても、10名から減員されております。

職員の仕事はピークに達している。多様化しているのはわかりますが、厳しいのは職員も同様であります。今まで同じ会などに市長、副市長が同時出席もかなりあるわけでございますけど、会議によっては一考してもよいのではないかと考えております。議員も来期からは4名削減いたします。提案理由がわからないことはないわけでございますけど、壱岐市全体のことを考えると、能力のある副市長を任命され、職員も適材適所に配置され、現在のままでどうすべきであり、反対討論とします。

議長（市山 繁君） ほかに討論はありませんか。音嶋議員。

議員（3番 音嶋 正吾君） 私は、本案に賛成の立場で討論をいたします。

なぜかと申しますと、やはり私今日まで合併してずっと見ておりましたときに、行政組織としてのいわゆる統治機能、ガバナンスが欠如しておるのではないかとと思います。不況の況というのは、水の流れを指します。流れをよくする、そうした行政組織を起こすことが、逆にいって行政コストの低減化に私はつながると考えております。

市長が今期病院企業団への加入等、やはり病院の非常に赤字体質からの脱却に向けて不転の決意でやっていきたいという思いもあられます。そして、やはり離島として財政基盤が脆弱なこの環境の中で、組織を統治して、そしてトップは行政のセールスマンとして奔走すべき、そうした環境を整える必要があると私は考えております。

やはり仮に副市長を2人にして、支出はそれは増えます。しかし、全体としての行政コストが高まるということにはならないと、私は考えております。本案にそういう立場で賛成をいたしま

す。

議長（市山 繁君） ほかに討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） ほかに討論がありませんので、討論なしと認め、討論を終わり、採決をいたします。

この採決は、起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第58号吉岐市副市長定数条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

ちょっと12時にもうすぐなりますけれども、続行してよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） はい。

日程第10．発議第2号

議長（市山 繁君） 次に、日程第10、発議第2号吉岐市議会基本条例の一部改正についてを議題といたします。

提出議員の説明を求めます。13番、鵜瀬和博議員。

〔提出議員（鵜瀬 和博君） 登壇〕

議員（13番 鵜瀬 和博君） 発議第2号、平成24年5月1日、市議会議長、市山繁様。提出者、吉岐市議会議員、鵜瀬和博。賛成者、同じく小金丸益明、今西菊乃。

吉岐市議会基本条例の一部改正について、上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び吉岐市議会会議規則第14条の規定により提出します。

提案理由としましては、地方税法の改正が会計年度末における日切れ扱いとなることがあるため、改正の必要が生じております。

吉岐市議会基本条例の一部を改正する条例、吉岐市議会の基本条例の一部を次のように改正する。

第11条第1項中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

（5）会計年度末における日切れ扱いの地方税法の改正に必要な条例の改正を行うこと。

第11条第2項ただし書中、「第3号及び第4号」を「第3号、第4号及び第5号」に改める。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

議長（市山 繁君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

〔提出議員（鵜瀬 和博君） 降壇〕

議長（市山 繁君） お諮りいたします。発議第2号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 異議なしと認めます。よって、発議第2号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、討論を終わり、採決します。

この採決は、起立によって行います。本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、発議第2号吉岐市議会基本条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

以上で、予定された議事は終了いたしました。この際お諮りいたします。

今定例会において決議された案件について、その条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、会議規則第43条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 異議なしと認めます。よって、そのように取り計らうことに決定いたしました。

・ ・

議長（市山 繁君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

これで散会をいたします。お疲れさんでした。

午後0時02分散会

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

平成 年 月 日

議 長 市山 繁

署名議員 音嶋 正吾

署名議員 町田 光浩